平成２１年（フ）第１０７０号
福岡県宗像市栄町15番地５－Ｂ―104号
債務者　大坪　桂子（旧姓山口・湯田）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１２号
福岡県八女郡広川町大字広川440番地14
債務者　城戸　里子（旧姓諸隈）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１４号
福岡市南区平和１丁目５番28号
債務者　堀　　浩徳
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１５号
福岡市南区平和１丁目５番28号
債務者　堀　　美良
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１２６号
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山4935番地
債務者　梶原　穂高
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２０２号
福岡市中央区鳥飼１丁目４番47号
債務者　井上　典子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２１９号
福岡県前原市前原駅南２丁目７番21号　101
債務者　新原　恭太
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４８号
福岡市南区井尻１丁目７番４―506号
債務者　山崎　雪絵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２５９号
福岡市博多区博多駅南４丁目７番５―104号
債務者　中村志津代
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２６０号
福岡市博多区比恵町15番19―607号
債務者　佐藤　晃一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２６１号
福岡市早良区荒江２丁目25番38―406号
債務者　筒井　秀昭
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２６２号
福岡市早良区野芥６丁目41番８号
債務者　帆足　義彦
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７１号
福岡市南区井尻４丁目32番３―105号
債務者　森　　伸泰
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７２号
福岡市南区井尻４丁目32番３―105号
債務者　どんぶりここと　森　　理恵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７６号
福岡市南区横手２丁目23番８―205号
債務者　冨士田美穂（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８７号
福岡市南区大平寺１丁目４番18号
債務者　北原　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９２号
福岡市南区大池１丁目２番32号
債務者　今井　正裕
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９５号
福岡県糸島郡二丈町大字深江1805―５
債務者　野村　泰子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９６号
福岡県福津市あけぼの１番地の４ユニゾンパークサイドⅠ101
債務者　野本　由紀
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部